

## 日本弁理士会協賛セッション

### ◆ 明細書記載要件についての諸外国(米国、欧州、中国)及び日本における判断の比較検討 ◆

#### ■ 講師

筆宝 幹夫 弁理士 平成28年度日本弁理士会特許委員会副委員長

#### ■ 内容

平成27年度において、日本弁理士会特許委員会で検討された結果に関して発表を行う。

同委員会では、各極（日本、欧州、米国、中国）の記載要件の全般について、平成25年度に審査基準レベルで各極間の差異を比較検討し、平成26年度に具体的な審査事例で各極間の差異を比較検討した。

平成27年度においては、同委員会の担当部会内で議論し、各極における記載要件の判断基準の傾向を見るためには、よりテーマを絞って記載要件の判断基準を検討する必要があるとの認識に至った。そこで、平成25年度及び平成26年度において抽出した実務の検討結果を踏まえ、4極（日本、米国、欧州、中国）の主要な判例から各極の実務の特異点及び類似点を明らかにするべく、検討内容を次の3テーマに絞り、担当部会を3グループに分けて検討を行った。

#### 第1グループ：第1テーマ

「各極においてクレームの機能的表現・PBP（プロダクト・バイ・プロセス）表現がどのように判断されているか」

#### 第2グループ：第2テーマ

「各極において出願後に実験データを提示して拒絶理由を解消できるか」

#### 第3グループ：第3テーマ

「各極において「課題」が審査でどのように参酌されるか」

当日は、第1テーマ～第3テーマについて具体的な検討結果を説明するとともに、検討結果から導かれる実務上の留意点について考察する。

以上

## 日本弁理士会協賛セッション

### ◆ 明細書記載要件についての諸外国(米国、欧州、中国)及び日本における判断の比較検討 ◆

#### 【略 歴】

筆宝 幹夫 (弁理士)

特許業務法人酒井国際特許事務所

1992年 早稲田大学工学部卒業

1995年 早稲田大学大学院理工学研究科資源及び材料工学専攻課程修了

1995-2002年 シャープ株式会社

2003年 弁理士登録

2005年 特定侵害訴訟代理業務付記登録

2006-2009年 日本弁理士会ソフトウェア委員会副委員長

2010-2012年 日本弁理士会ソフトウェア委員会委員

2013-2014年 日本弁理士会特許委員会委員

2015-2016年 日本弁理士会特許委員会副委員長

以 上